

令和7年度 空き店舗活用促進事業費補助金

概要

3月以上営業目的に使用されていない店舗に新しく出店する場合にかかる費用を補助します。
ただし対象となる店舗は、業種が小売業・飲食業・生活関連サービス業（事務所・風俗業・飲酒業を除く）であり、来店型の店舗とする。

補助メニュー

事業名	対象区域	補助内容	
新規出店事業	中心市街地	家賃補助	12月分の1/2(上限48万円)を3年間
		改装費補助	1/2(上限75万円)
	中心市街地以外	家賃補助	12月分の1/2(上限25万円)を1年間
		改装費補助	1/2(上限40万円)
店舗併用住宅等改修事業	中心市街地	改修費補助	新規出店事業と同時に行う店舗併用住宅の改修費の1/2(上限40万円)

対象経費

新規出店事業の改装費

内装、外装、給排水設備、室内照明、トイレの新設・改修、看板設置、備品購入費（テレビなどの汎用性のあるもの、1万円以下の消耗品、中古品、不動産、車両を除く）

店舗併用住宅等改修事業の改修費

生活空間と事業空間の分離に要する経費（給排水設備、電気、住宅部分との間仕切り等）

注意事項

- 申請書類は商工会の指導の上作成してください。
氏家商工会 028-682-2019
喜連川商工会 028-686-2122

【問合せ】

さくら市商工観光課
028-686-6627